



○長野県告示第566号

同和対策妊産婦給付金交付要綱（昭和49年長野県告示第404号）は、平成16年3月31日限り、廃止する。ただし、平成16年3月31日以前の分べんに係る給付金の交付については、この告示による廃止前の同和対策妊産婦給付金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

平成14年11月5日

長野県知事 田中康夫

保健予防課

○長野県告示第567号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成14年11月5日以降の融資に係る資金の利子補給金から適用する。

平成14年11月5日

長野県知事 田中康夫

第1中「」の規定を「。以下「法」という。）の規定」に改め、「農業に関する」を削る。

第2を次のように改める。

（利子補給の契約）

第2 第1に規定する利子補給は、この要綱に定めるもののほか、知事が当該融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書によつて行うものとする。

第4第1号の表を次のように改める。

資金の種類	貸付けの限度額	利率	償還期限	据置期間
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	1 法第2条第1項第1号に掲げる者（2に該当する者を除く。）にあつては1,800万円。ただし、知事はその者の農業経営の規模等を勘案し、特に必要と認められた場合は1億円 2 法第2条第1項第1号に掲げる者で、農業を営む農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社その他農業者が組織する法人及び農業を営む任意団体にあつては2億円 3 法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者にあつては15億円。ただし、特別の理由があつて知事が承認したときは、その承認した額	知事が別に定める率以内	1 法第2条第1項第1号に掲げる者にあつては15年以内（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条第2項に規定する認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要な資金（以下「特定資金」という。）を借りた者にあつては18年以内） 2 法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者にあつては20年以内	7年以内
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金			15年以内（特定資金を借りた者にあつては18年以内）	7年以内
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金			15年以内（特定資金を借りた者にあつては18年以内）	7年以内
4 小規模土地改良（事業費が1,800万円以下の農地又は牧野の改良、造成又は復旧）に要する資金			15年以内（特定資金を借りた者にあつては18年以内）	7年以内
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善			15年以内（特定資金を借りた者にあつては18年以内）	7年以内

に伴い要する資金で知事が指定するもの			
6 診療施設その他の農村環境整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		診療施設にあつては20年以内 その他の施設にあつては15年以内	3年以内
7 前各号に定めるもののほか知事が特に必要と認めて指定する資金		15年以内（特定資金を借りた者にあつては18年以内）	7年以内

様式第2号中

「 半 期 別 年 上半期 下半期 融資機関 () 」 を

「 融資機関 () 」 に、 「 号 区分 」 を 「 種類 」 に改める。

様式第3号中 「 資金種類 」 を 「 資金 」 に、 「 号区分 」 を 「 種類 」 に、

「 備考 」 を 「 利子補給金 」 に改める。

農 政 課

○長野県告示第568号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、次のとおり種畜証明書を交付した。

平成14年11月5日

長野県知事 田中 康夫

種畜証明番号	家畜の種類	品種	名前（登録番号）	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
平14 長野県臨1第1号	牛	黒毛和種 1044642331	平清盛 (全和黒13001)	飯田市 関島紀作	2級	平成14年10月23日 、 平成15年10月22日	長野県内一 円

畜産課